

令和3年1月8日

緊急事態宣言発令に伴う
港区社会福祉協議会事務局執行体制等についてのお知らせ

緊急事態宣言が発令されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、港区社会福祉協議会の事務局執行体制等について、緊急事態終了が宣言されるまでの間、下記のとおりとさせていただきます。

なお、事務・事業については、原則すべて継続しますが、状況によって、変更等することがあります。

ご不便をおかけすることになり、大変申し訳ございませんが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 事務事業・会議の変更等

随時ホームページ等に掲載してお知らせします。

2 職員の勤務体制

時差出勤に加え、ローテーション勤務を実施します。

3 事務局開設時間

通常どおり、祝休日を除く月曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時15分

4 電話・FAX・電子メール対応

通常どおり行います。

【問い合わせ】

東京都港区六本木5-16-45

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

電話03(6230)0280 FAX03(6230)0285